

本籍：三木市用

戸籍証明書等の請求書

令和 年 月 日

三木市長様

※請求には本人確認資料が必要です。

その他の注意事項は裏面に記載されています。

窓口に来られた人 (請求者)	住所	
	フリガナ 氏名	
	生年月日 大・昭・平・令・西 年 月 日	
	電話番号 — —	
	対象者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()	
どなたのものが いますか (対象者)	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 上記と同じ
	生年月日 明・大・昭・平・令・西 年 月 日	
	本籍 (<input type="checkbox"/> 住所と同じ)	筆頭者氏名
使いみち	<input type="checkbox"/> 戸籍届出 <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 関係の証明 () と () <input type="checkbox"/> 相続 (出生～死亡・転籍) <input type="checkbox"/> その他 ()	
提出先		
戸籍届出の状況 (最近、届出をされた方は記入してください。いつ、どこへ、どんな届出) 令和 年 月 日 市・区・町・村へ 届出		

なにが いますか	戸籍 (450円)	全部事項証明書 (謄本)	通
		個人事項証明書 (抄本)	通
	除籍 (750円)	全部事項証明書	通
		個人事項証明書	通
	原戸籍 (750円)	謄本	通
		抄本	通
	除籍 (750円)	謄本	通
		抄本	通
	附票 (300円)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 本籍・筆頭者の表示 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 通	
	身分証明書 (300円)		通
		通	

【確認方法】

--	--	--

・免・個・住B・旅・身・運経・在カ・特永

・保・介・年・医・() ・口頭

請求に当たっての注意事項

1.請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2.資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3.戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員でなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4.戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には戸籍一部事項証明をご利用ください。

5.戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号（16けたの数字）を発行します。符号通知書の有効期限は発行日から3か月です。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

6.届書等情報内容証明書について

届出等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

7.本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

8.権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

9.罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。